

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No229号 2012.12.17
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekai.co>

船を沈めたのは誰なのか？ ～ 憲法 25 条・27 条の蹂躪～

12月14日客乗第1回控訴審での内田団長の意見陳述を紹介します。(見出しは編集部作成)

期待裏切る耐え難い内容の判決



私は控訴人の内田妙子です。

私は71名の控訴人を代表して控訴人たちの思いを述べさせていただきます。大晦日に日本航空から整理解雇され、家族共々崖から突き落とされたような思いで迎えた2011年の年明けでした。しかし、私たちは気持ちを切り替え、72名が司法の判断を仰ぐ決意を固め、1月19日東京地裁に提訴しました。私たちの訴えが必ず裁判官に通じると信じ、様々な葛藤と試練を乗り越え1年2ヶ月活動してきました。待ちに待った2012年3月30日の判決日でした。ところが、大法廷で裁判長から読み上げられた原判決は、「原告らの請求をいずれも棄却する」というものでした。引き続き読み上げられた骨子も、黙して聞くには耐えがたい内容でしたので、原告らは「不当判決」と何度も叫ばずにはいらませんでした。全国の支援を受け、大義と正義のあるたたかいとして、敗訴などあるわけがないと信じていた私たちは、司法にも見放され、絶望的になりました。再び崖から突き落とされた思いでした。

私は控訴人の内田妙子です。私は71名の控訴人を代表して控訴人たちの思いを述べさせていただきます。大晦日に日本航空から整理解雇され、家族共々崖から突き落とされたような思いで迎えた2011年の年明けでした。しかし、私たちは気持ちを切り替え、72名が司法の判断を仰ぐ決意を固め、1月19日東京地裁に提訴しました。私たちの訴えが必ず裁判官に通じると信じ、様々な葛藤と試練を乗り越え1年2ヶ月活動してきました。待ちに待った2012年3月30日の判決日でした。ところが、大法廷で裁判長から読み上げられた原判決は、「原告らの請求をいずれも棄却する」というものでした。引き続き読み上げられた骨子も、黙して聞くには耐えがたい内容でしたので、原告らは「不当判決」と何度も叫ばずにはいらませんでした。全国の支援を受け、大義と正義のあるたたかいとして、敗訴などあるわけがないと信じていた私たちは、司法にも見放され、絶望的になりました。再び崖から突き落とされた思いでした。



い整理解雇が行われたのであるから、経営のトップにいた稲盛さんからその考えを聞きたい。ご当人も言いたい事があるでしょう。証人採用は合議で決定したことです」と発言されました。私たちは稲盛会長が法廷で真実を述べられるなら、必要のない解雇であったことが証明されるにちがいないと期待しました。

そして9月30日の証人尋問で、稲盛会長は「165名の方々の賃金というのは、年間で20億程度だとおっしゃったとおり、そのときの会社の収益状況からいけば、誰が考えても、それは雇用を続けることは不可能ではないということはわかるでしょうねと、そういう意味で申し上げました。」と証言されました。

しかし、原判決は、「稲盛発言は、これまで従業員を解雇せずに企業経営をしてきた同人が、被告の経営の一翼を担う立場にある者の苦渋の決断としてやむなく整理解雇を選択せざるを得なかったことに対する主観的心情を吐露したにすぎないものと評価するのが相当」と

判決に不都合な真実を無視しました。「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います」と書かれている宣誓書の下で行われた必要性に関わる重要な証言が、判決に活かされないのであるなら、一体、証人尋問は何のために行われるのでしょうか？

何のための証人尋問か—稲盛証言

裁判では、証人採否が判決の行方を大きく左右すると言われています。進行協議のなかで、私たちが証人として申請した稲盛会長(当時)について、裁判長は被控訴人代理人の抵抗に対し、「労働者に非のな

届いていなかった私たちの声

また、私からも稲盛会長に何点か質問しました。私たちが整理解雇の回避策として提案した内容につ

いて、稲盛会長は「聞いていませんでした」と証言されました。しかし、被控訴人は私たちに団体交渉の内容を、「稲盛会長には伝えている」と繰り返し発言していたのです。解雇をしたことのない経営トップの稲盛会長に団体交渉への出席を求め、私たちの実態に即した実効性ある解雇回避策を直接説明したいと何度も要請しましたが、法廷で会うまで叶いませんでした。法廷での稲盛証言によって初めて、私たちは会長に私たちの声が届いていなかったことを知りました。

原判決は「被告は、本件解雇に至るまでの間、CCUとの間で、再三に亘って事務折衝及び団体交渉を重ね、その都度、関係資料を配布して人員削減の必要性についての被告の立場を真摯に説明したり、予定された交渉時間を超過して協議に応じたりしており、手続き相当性も備えていたといえることができる」と判断しました。原判決が真摯に行われていたと評価した労使交渉で、私たちは被控訴人から嘘をつかれ続けていたのです。

判決は私たちの主張をことごとく排除

同日、私も証人として 71 ページに及ぶ証人調書に記載されているとおりの証言を行いました。2010 年 1 月 19 日の経営破たんから解雇に至るまでをまとめた 83 ページの陳述書に基づき、被控訴人による更生計画の策定と内容、人員削減目標と削減数、会社説明会や交渉内容など、全て宣誓書にあるとおり、真実を証言しました。証拠も持ちうる限り書証として提出しました。しかし、原判決はもっぱら被控訴人側から出された準備書面や陳述書及び証言を採用し、私たちの主張をことごとく排除、否定、あるいは無視しました。

経営破綻の原因と責任の追及無し

原判決は更に、「JAL は一旦沈んだ船であり、二度と沈まないようにするため」との表現を使い、余剰の 84 名を整理解雇する合理性があったと結論付

けました。JAL が一旦沈んだ船とするなら、何故沈んだのかの原因究明が行われ、責任の所在が明らかにされ、分析と対策が講じられなければなりません。それが二度と沈まない船にすることになるのではないのでしょうか。政官財が JAL という船に必要以上の航空機を載せ、多額の借金を背負わせ、公租公課と



いう重すぎる税金を課し、無責任な歴代の経営陣を放置してきたことこそが、船を沈ませる原因だったのではないのでしょうか。私たちは経営権をもっていませんが、航空産業に働く労働者として、労働組合として安全第一、本業中心、現場重視、法律遵守の経営を求め、繰り返し提言し、航空行政にも要請してきました。公共輸送に携わる社会的責任があるからです。同時に私たち控訴人は、入社してから客室乗務員として、やるべき業務をただひたすら真面目に実直に遂行してきました。安全運航を支え、旅客に選ばれるサービスに努めてきました。何故、私たちが必要のない整理解雇の対象とされなければならなかったのでしょうか。

脈々と続いている不当労働行為

1975 年の組合分裂以降、私たちが所属する組合と組合員に対する被控訴人の攻撃は凄まじいものでした。昇格差別は現在も当たり前のように続いています。差別されて一般職に置かれ続けた結果、年齢の高い者から解雇する基準で対象とされました。被解雇者 84 名の内、71 名が CCU 組合員でした。昇格差別の果てに整理解雇で職場から追放されました。

しかし、この結果についても、原判決は「CCU の組合員ばかりではないから、本件人選基準の該当者に CCU 組合員が多いとの事実のみから被告が CCU の弱体化を企図したと認めることができない」と事実を蓋をしました。被控訴人が 11 月 30 日に提出した第 1 準備書面に『「控訴人らのいう CCU 幹部・活動家」が誰であるか知らない』と記述しています。しかし、このことは、被控訴人が組合分裂以降、一貫して最大の関心を払ってきたことです。それが 2007 年に発覚した「監視ファイル」事件で白日のもとに晒されました。客室乗務員 9862 名のファイル



が作られ、収集された記載内容は158項目に及ぶもので、代議員・執行委員の活動歴等も含まれています。このファイルを第二組合 JALFIO と被控訴人で共有し活用していた不当労働行為及び人権侵害事件として裁判になりました。被控訴人は認諾し、JALFIO の不法行為が断罪されています。分裂以降、CCU を潰すことに時間と費用を費やし、係争事件が繰り返されてきた歴史に照らしても、整理解雇の背景に不当労働行為があることは明白です。更に、企業再生支援機構担当者と管財人からも公然と支配介入され、整理解雇の撤回を求めて交渉している重要な時期に団結権が侵害された事実も重大です。

整理解雇そして不当判決

解雇によって、夫々の人生がどのように狂わされようとも、裁判所は判決を下して終わりです。私たちが知る由もない何かの意図が働いたかのような被控訴人の主張丸呑みの原判決に対し、高裁での判断を仰ぐ道を選択した71名の人生に思いを馳せていただきたいのです。子供ができたなら辞めなければならない時代に入社した控訴人の内、29名が子供を育てながら働くことを選択し、乗務してきました。労働組合の取り組みと1人1人が行動することで、女性差別を撤廃させ、働き続ける権利を獲得してきました。原判決には、女性が家計の補助労働であるかのような女性差別に通じる判断が見受けられますが、実情は、12月10日に提出した控訴人の陳述書に書かれています。また、控訴人の1人が7月3日にクモ膜下出血で急逝しました。彼女は53歳で解雇の対象となりました。ドクターヘリで運ばれ、原判決しか知らずに二度と戻ることのない空に旅立ちましたが、彼女の意志をご遺族が承継され、彼女も一緒にたたかっています。

私たちは、JAL に労働者としての価値を全面否定され、司法でも高年齢や傷病歴などから、貢献度が低いという理由で判断されました。人間の尊厳を踏みにじられ、客室乗務員としての誇りを傷つけられました。原判決では、憲法が保障する「人間の権利」(25条)や「労働者の権利」(27条)さえ蹂躪されています。日本国憲法を生かし、仕事と生活を両立させ、人間らしく生き、働くことができる社会になってこそ、日本の経済と企業の発展につながるのではないのでしょうか。

ILO勧告とITFの決議は重い

原判決が出された後の6月に、本件に関してILO

から、被控訴人が解決に向けて労使で協議することを保障するよう、日本政府に求める勧告が出されました。また、7月と9月に開催された国際運輸労連(ITF)の国際会議でも、整理解雇のたたかいを全面支援する決議が満場一致で採択されました。国内では、全国キャラバンを展開するなかで、JALとJALの不当解雇を後押しした司法を批判する運動が大きく広がっています。私たちは、あきらめずにたたかえば必ず勝利できると確信しています。

退職者が続出し大量の新規採用

原判決を受け、被控訴人は940名もの新規採用を行いました。夏の繁忙期には臨時便にも対応できないくらい人員が不足しても、職場が厳しい労働条件改悪のなか、年次有給休暇すら取得できずに退職する人が後を絶たなくても、被控訴人は原判決を拠り所として私たちを戻そうとしません。国際的には有り得ないことです。2010年9月から実施された希望退職による退職者数が786名、被解雇者数が84名、全員正社員ですが、新規採用は契約制客室乗務員です。正に雇用の入れ替えであり、「世界一のサービス」を目指そうとしている被控訴人の施策とも大きく矛盾するものであると言わざるを得ません。さらに、本件解雇によってベテラン客室乗務員が切り捨てられた結果、安全面でも初歩的で重大な不安全事象が相次いで起きました。年齢基準・傷病基準による解雇の強行により、更生計画の大前提とされていた安全運航の確保は蔑ろにされました。



十分審理し、今こそ公正な判決を

私たちが2010年10月にフライトを外されてから、2年3か月が経ちました。客室乗務員として幕を降ろす日は、自分が決めることです。その事を実現するためにも、安全運航最優先のJALにするためにも、貴裁判所におかれましては、十分な審理のうえで、大義と正義ある判断を下されますよう、切にお願い申し上げます。